

にほんいものなかこうぎょうかい

日本 鋳物 中子 工業会 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は日本鋳物中子工業会と称す。(以下本会という)

第 2 条 (事務所)

本会の事務所を静岡県浜松市浜北区寺島 291 番地 2

株式会社ユニオンパーツ工業内に置く

第 3 条 (目的)

本会は鋳型中子に関する調査・研究、セミナー・見学会の開催、情報交換、関係機関との交流及び協力を行うことにより、鋳型中子の品質の向上及び同製造業・会員の地位向上を図り、もって鋳型中子の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 鋳型中子に関する調査・研究
2. 鋳型中子に関する講演会・研修会・セミナー・見学会等の開催
3. 鋳型中子に関する技術・経営・労務等の情報収集及び提供
4. 関係機関との交流及び協力
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

第 5 条 (種別)

本会の会員の種別は、下記のとおりとする。

1. 正会員
鋳型中子の製造を業とする法人及び個人
2. 賛助会員
鋳型中子製造に関連する法人及び個人であって、本会の目的に賛同するもの

第 6 条 (権利)

本会の会員は、下記の権利を有する。

1. 正会員は本会の行う各種の事業に参加できるほか、総会に出席して意見を述べ議決権を行使する。
2. 賛助会員は総会に出席するほか、本会の行う事業に参加し交流を図ることが出

来る。

第7条 （義務）

会員は、会則・総会・常任理事会ならびに理事会の決議を順守し、本会の事業に協力し、本会の経費を負担するものとする。

第8条 （入会申込手続き）

正会員・賛助会員は、理事会の承認を得て入会することが出来る。

第9条 （退会）

1. 正会員・賛助会員は、理事会の承認を得て退会することが出来る。
2. 第5条に定める資格を失ったときは退会と見なす。

第10条 （除名）

会員は下記の一に該当し、理事会が決議した場合は除名する。

1. 本会の会則、決議等に反し、本会の名誉を著しく傷つけたとき。

第3章 役 員

第11条 （役員）

本会は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
専務理事	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

第12条 （構成および任務）

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する
総会・常任理事会・理事会の議長を務める。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は、渉外・技術・事業・計画・財務・会計・広報・総務等の各職務を分担する。
4. 常任理事は、会長・副会長および常任理事をもって常任理事会を構成し、会務執行上必要事項について決議する。
5. 理事は、会長・副会長・常任理事および理事をもって理事会を構成し、会務執

行上必要事項を決議する。

6. 監事は、本会の会計ならびに業務を監査し、総会に報告する。

第13条（選任）

1. 理事および監事、総会において正会員の中から選出する。
2. 常任理事は理事会において、理事の中から選出する。
3. 会長・副会長および専務理事は、常任理事会において常任理事の中から選出する。

第14条（任期）

1. 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
2. 選任した役員の補欠として就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員は、その任務終了であっても、後任者の就任するまで引続きその職務を行う。

第15条（顧問・相談役・参与）

1. 顧問は学識経験のある者のうちから、理事会の議を経て会長が委嘱する。
2. 相談役・参与は、本会の功績のあった者のうちから理事会の議を経て会長が委嘱する。なお、必要に応じて常任理事会、理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

第4章 会 議

第16条（種類）

本会の行う会議は次のとおりとする。

1. 総会
 - (1) 定時総会
 - (2) 臨時総会
2. 常任理事会
3. 理事会
4. 事務局会

第17条（機能）

1. 総会は、本会の最高決議機関であって、第18条の事項について議決し、その執行結果の報告を受け審議する。
2. 常任理事会は、担当業務執行上の必要事項および急施を要し理事会開催の間に合わないとき、業務執行上の事項について決議する。

後段の決議事項については次回理事会に報告をすること。

3. 理事会は業務執行上の必要事項について決議する。

第 18 条（総会の議決事項）

次の事項については、総会の議決を経なければならない。

1. 基本方針
2. 会則の改廃
3. 事業計画および収支予算
4. 事業報告および収支決算
5. 役員の選任
6. 会費に関する事項
7. その他理事会が必要と認めた事項

第 19 条（招集）

1. 定時総会は、毎年度後 3 カ月以内に会長が招集する。
2. 臨時総会は、常任理事会が必要と認めた場合および会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合、会長が招集する。
3. 常任理事会は、原則として年 2 回会長が招集する。
4. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
5. 会議は、原則として、その開催日の 10 日以前に議題・日時等を明示して通知しなければならない。

第 20 条（成立）

1. 総会は、正会員の半数以上の出席をもって成立する。
2. 常任理事・理事会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。
3. 総会・常任理事会・理事会には、議長または出席した者に、書面をもって議決権を委任した場合は出席と見なす。

第 21 条（議決）

1. 会議の議決は、すべて、出席者の過半数の賛成によって決する。
2. 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 22 条（議事録）

1. 会議は、すべて、正確な記録を作成し保存する。
2. 記録すべき主な事項は、次のとおりである。
 - (1) 会議の種類

- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の場所
- (4) 会議の出席者
- (5) 会議の付議事項
- (6) 会議において議決された事項
- (7) 特に必要と認められた討議事項

第 5 章 会 計

第 23 条 （事業年度）

本会の事業年度は、9 月 1 日より始め、翌年 8 月 31 日に終わるものとする。

第 24 条 （経費）

1. 本会の経費は、会費・賛助会費・維持会費およびその他の収入をもって当てる。
2. 会費・賛助会費・維持会費の徴収については、別に定める。

第 6 章 付 則

第 25 条 （実施規定）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は理事会において決する。

第 26 条 （内規）

本会の会則に付帯する規定を内規として、理事会が決する。

第 27 条 （施行期日）

本会の会則は平成 6 年 4 月 16 日より施行する。

本会の会則は平成 13 年 11 月 16 日より一部改定する。

本会の会則は令和元年 10 月 25 日より一部改定する。